

麻薬年間受払届の記載上の注意点

1 「品名」

同じ品目のものでも、規格（剤型、含有量等）が異なれば、別品目として記載すること。

自家予製剤の%散、液は、原末に換算せず別品目として記載すること。

2 「単位」

以下の例を参考に記載すること。

- ・原末、散剤：g 又は包
- ・液剤、チンキ：mL 又は包
- ・アンプル製剤：A
- ・バイアル製剤：V
- ・錠剤：錠又は T
- ・顆粒剤：包又は g
- ・カプセル剤：カプセル又は Cap
- ・坐剤：個
- ・貼付剤：枚

3 「数量」

(1) 「期初在庫数量」

前年度に提出した麻薬年間受払届の「期末在庫数量」を記載すること。

前年 10 月以降に新たに麻薬業務所となった場合、期初に所有した数量は「0」とすること。

(2) 「譲り受けた数量」

① 「卸売業者からの譲り受け及び自家製剤した量」

麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量を記載すること。また、自家予製剤した麻薬の数量を記載すること。

② 「患者等からの譲り受け（再利用で残高に加えた分）」

以下のア)～ウ)を合計した数量を記載すること。

ア) 入院患者に処方した麻薬（病棟管理）で、再利用された麻薬の数量

イ) 麻薬譲渡届により譲り受けた麻薬の数量

ウ) 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬の数量

なお、麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬の数量の合計を内数として、括弧書きで記載すること。

(3) 「施用し又は施用のため交付した数量」

① 病院・診療所の場合

施用又は施用のため交付した麻薬の数量を記載すること。

②薬局の場合

以下のア)及びイ)を合計した数量を記載すること。

ア) 麻薬処方箋に基づき調剤し、譲り渡した麻薬の数量

イ) 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り渡した麻薬の数量

なお、麻薬小売業者間譲渡許可により譲り渡した麻薬の数量の合計を内数として、括弧書きで記載すること。

4 「期末在庫数量」

9月30日時点で所有していた麻薬の数量を記載すること。

5 「備考」

(1) 麻薬事故届

事故にあった麻薬の数量及び麻薬事故届の提出日を記載すること。

(2) 麻薬廃棄届

麻薬廃棄届により廃棄した麻薬の数量及び麻薬廃棄届の提出日を記載すること。なお、対象期間中に麻薬を廃棄した場合に限る。

「調剤済麻薬廃棄届」により廃棄した麻薬の数量は記載しないこと。

(3) 麻薬譲渡届

麻薬譲渡届により譲り受けた麻薬については、実施年月日、相手先及び数量を記載すること。

(4) 秤量誤差

散剤等の秤量誤差があった場合は、その旨を記載すること。

6 麻薬小売業者間譲渡許可による譲受・譲渡

麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた、又は譲り渡した麻薬については、別紙「麻薬小売業者間譲渡許可に基づく麻薬譲渡・譲受実績」を利用すること。

7 麻薬の所有がない場合

対象期間中に麻薬の取扱いがない場合においても、「所有なし」と記載して提出すること。

8 提出した麻薬年間受払届に誤りがあった場合

記載内容に誤りを発見した場合は、「麻薬年間受払届訂正願」を提出すること。